

平成20年2月29日

民事法律扶助課

## 業務方法書改正案（民事法律扶助業務関係）について

## 1 改正の趣旨

民事法律扶助業務については、その手続面において、実務上はほぼ確立した運用となっ  
ていながら、業務方法書に明文の根拠規定が見あたらないもの及び業務方法書に明確な規  
定がないために対応が不明確となるもの、並びに実務上の必要性が認められる手続である  
が業務方法書上は実施が困難なもの等の問題点があり、業務運営上の混乱を生じる場合が  
ある。そのため、これらの点につき、業務方法書を改正し、より適正かつ円滑な業務の運  
営を図ることとしたい。

また、業務開始1年を経過し、立替基準につき不相当な点があるとの指摘がなされるこ  
ともあるので、これについても相応の修正を行うこととしたい。

## 2 個別の改正点

## (1) 指定相談場所の指定権限（第5条）

現行規定では、法律相談援助を実施できる場所が、①センターの事務所、②指定相  
談場所及び③事務所相談登録弁護士等の事務所の3カ所に限定されている（第18条  
第1項）。指定相談場所は、理事長の承認を得て地方事務所長が指定するものとされ  
ており（業務方法書第5条第7号）、また、地方自治体や福祉施設などへ法律相談担  
当者を派遣して法律相談会を開催するといったいわゆる巡回相談についても、一時的  
な指定相談場所における法律相談援助の実施であると位置づけ（民事法律扶助業務運  
営細則第11条）、本来の指定相談場所の指定の場合と同様、理事長の承認を得て地  
方事務所長が指定する。

しかし、一時的な法律相談会を実施する場所である巡回相談場所の指定については、  
理事長の承認を要件とする必要性は高いとは言えず、機動的な巡回相談の実施の妨げ  
ともなりかねない。そもそも、指定相談場所の指定については、業務開始当初、セン  
ターの事務所を法律相談援助の中核的な実施場所と位置づけて、できるだけ全国均質  
なサービスの提供態勢を整えるために、理事長の承認を要件としていたが、その後指  
定相談場所の指定等に関する細則が制定されて、理事長の承認の基準が明らかとなり、  
同基準に従った指定相談場所の指定に関する運用も安定してきたところであり、理事  
長の承認を要件とする必要性は乏しくなっている。

よって、いわゆる巡回相談場所を含む指定相談場所の指定全般について、予め理事  
長が定める基準に合致している限り、地方事務所長がその権限でこれを指定できるこ  
ととしたい。

## (2) 地方扶助審査委員の任期（第7条第5項）

現行規定では、地方扶助審査委員の任期は2年と固定されており、これは、審査委  
員の身分を保障しその任務が独立して行使されるようにするためには必要なことと考  
えられる。他方、任期途中で退任した審査委員の後任として就任した審査委員の任期  
についても2年に固定してしまうと、審査委員の任期の終期が区々となり、管理が煩  
雑であるという意見が地方事務所から出されている。そのため、同様に一定の独立性

と身分保障が求められる当センターの役員の規定（綜合法律支援法第25条第1項）や株式会社の監査役の規定（会社法336条）に倣い、任期途中で退任した審査委員の補欠として選任された審査委員の任期は、前任者の任期満了までとし、任期満了まで務めた他の審査委員と任期の終期を揃えることとしたい。

（3）出張相談を実施できる場合に関するバスケット条項（第18条第2項関係）

現行規定では、出張相談を実施できる場合として、①申込者が高齢者若しくは障害者であるか、又は②申込者が第18条第1項の相談場所から遠距離の地域に居住している場合の2つを挙げるのみで、それ以外の事由が障害となって、第18条第1項の相談場所に赴くことが困難な申込者に対し、出張相談を実施することはできないとも取れる規定ぶりとなっていた。しかし、例えば入院治療中の方や被収容者のように、仮に距離的な問題がなくとも第18条第1項の相談場所に赴くことが困難な申込者に対し、出張相談を実施することができる旨を明記すべきと考えられるので、同条第2項に所要の修正を行うこととしたい。具体的には、「申込者が……その他やむを得ない事情により第18条第1項に規定する相談場所に赴くことが困難な場合」を、出張相談が実施できる場合に加えることとしたい。

（4）法律相談援助前置主義に例外を明記（第26条関係）

現行規定では、援助の申込があった場合、持込案件（同条第7項）でない限り、援助開始・不開始を決定するための審査に付する前提として、必ず法律相談援助を実施して事件調書の提出を受けなければならないとも取れる規定となっている（同条第4項、第6項）。

しかし、例えば被収容者からの申込のように、法律相談援助を実施するためには出張相談の方法によらなければ実施できないような場合、出張相談は「事案の内容と出張に要する負担等を確認し」て地方事務所長がその要否を判断するため（民事法律扶助業務運営細則第10条第3項）、援助の申込があっても法律相談援助を実施しない場合もありうる。この場合、申込者が代理援助や書類作成援助を希望していても、法律相談援助を実施しないがためにその点については判断されず、当該申込につき援助開始・不開始を決定しないとするのは相当でない。実務上も、被収容者からの申込については、法律相談援助を経ないで開始・不開始の決定をする運用が少なからず見受けられる。

よって、法律相談援助を実施せずしたがってその際に作成されるべき事件調書の提出がなくても、援助申込書その他の資料により援助開始・不開始の決定をするに十分な情報があれば<sup>\*1</sup>、当該申込を地方扶助審査委員の審査に付して（第26条第7項新

---

\*1 条文としては、「援助開始決定又は援助不開始決定の判断をするのに熟していると認めるときは」としたが、これは、民訴法第243条1項「裁判所は、訴訟が裁判をするのに熟したときは、終局判決をする。」との表現に倣ったものである。。

設)、援助開始・不開始の決定をすることができる旨を規定することとしたい<sup>\*2</sup>。

なお、被收容者からの申込で、法律相談援助を実施せず事件調書がない場合の援助開始・不開始の決定は、申込書の記載や質問票（事案の内容等について定型の書式で尋ねるもので、現在検討中。）の記載等に基づき行い、必要であれば調査（第35条）を行ってその結果も参照する。

(5) 関連事件（代理援助関係）の申込みについての規定の整備（第26条第8項関係）

現行規定では、書類作成援助については、関連事件（既に書類作成援助が行われた民事裁判手続等に関する案件）の援助申込み手続に関する規定が設けられているが（第26条第8項）、代理援助については明文の規定がない。書類作成援助については、目的とする書類の作成をもって案件が一応終了してしまうことから、関連事件についての明文規定を設ける必要性がより高かったことが背景にあったものであるが、代理援助についても、関連事件の援助申込み手続を、書類作成援助にならって設けることが相当であるから、第26条第8項に所要の改正を施すこととしたい。

(6) 変更決定（第30条第2項）

地方事務所長が援助開始決定をするときは、立替費用の種類及び額等をも決定することとされているが（第30条）、援助開始決定後に受任者等が案件の処理に着手した後、新たな事実が判明したり、事情が変化したりして、案件の処理方針を変更しなければならないときがある（例えば、任意整理事件として援助決定を受けたが、その後、自己破産事件へと方針変更する場合などを指す。）。その場合、処理方針の変更に伴い立替費用の種類及び額等をも変更しなければならないことがあり、所長が審査委員の審査を経てこれを変更する権限を有することは当然である。そこで、これを確認的に規定するとともに、手続的要件として審査委員の判断に基づくべきこと、及び被援助者の負担額の変更を伴うことからその意見を聴くべきことを規定することとしたい。

なお、被援助者の意見聴取については、被援助者と連絡が取りづらいなど意見聴取が困難で、適切な事件処理のため早期に変更決定すべきなどの緊急性があり、かつ変更決定がなされることをこれまでの経過などから被援助者において容易に予想できるなどの特別の事情があれば、これを省略することもできる。

(7) 調査（第35条）

現行規定では、援助開始又は不開始決定の判断に必要な事項についてのみ、調査を実施することができることとされているが、調査の目的を、援助取消決定（第40条）の判断に必要な事項にも拡大することとしたい。援助取消決定は、援助開始の要件（第

---

\*2 業務方法書26条2項、同3項によれば、法律相談援助の要件を満たしているときは例外なくこれを実施しなければならないようにも読める。しかし、財政的な理由による制約や（代理援助・書類作成援助に関して34条2項参照）、法律相談担当者の指定が困難な場合など、法律相談援助を実施できない場合も当然想定されるので、26条2項及び同3項は、法律相談援助を実施しない場合があることを当然の前提としているものと解している。

9条)を欠くことが明らかになったとき等になされるものであるから、その実体的要件において援助開始又は不開始決定と異ならないため、件数として多くはないが必要な場合があるためである。

また、調査を委嘱した場合には書面で報告を受けること、その報告を受けた場合には理事長が別に定める基準により費用を支出することを明記した。

(8) 個別契約の遅滞なき締結 (第42条第2項)

地方事務所長は、援助開始決定をしたときは、受任予定者又は受託予定者の中から受任者等となるべき者を選任するとされ(第38条第2項、第3項、第39条第2項)、センター、被援助者及び当該受任者等となるべき者との間において個別契約を締結するとされており、受任者等となるべき者が個別契約を締結すれば、その後速やかに援助案件の処理に着手しなければならない(第46条第1項)。しかし、受任者等となるべき者に選任されたにもかかわらず、その者が個別契約の締結に協力しない場合には、援助案件の処理にも着手されず、いわば「宙ぶらり」の状況が続くこととなり、相当でない。

よって、まず、地方事務所長は、受任者等となるべき者を選任したときはこれを通知する旨を明記するとともに(第38条第7項、第39条第6項)、受任予定者及び受託予定者は、上記通知を受けた場合には、速やかに個別契約を締結するよう協力するか、特別の事情で受任できない場合にはその旨を直ちに地方事務所長宛て通知しなければならないこととしたい。なお、民事法律扶助業務に係る事務の取扱いに関するセンターと弁護士・司法書士等との契約条項にも、同様の規定を置くことを措置済みである。

(9) 受領金銭保管義務者の見直し (第49条第1項、第2項関係)

現行規定では、受任者が事件に関し相手方等から金銭を受領したときは、速やかにその全額を地方事務所長に引き渡さなければならないとされ(第49条第1項)、特別の事情がある場合のみ受任者に一時保管させることができるとされている(第49条第2項)。しかし実際には、とりわけ小規模の地方事務所などでは金銭の受け入れと払い出しの事務負担が大きく、この原則と例外を逆転させて運用している場合が多いため、業務方法書に適合していないとの指摘が会計監査人等からなされている。他方、原則として受任者保管としても、受任者は弁護士又は司法書士などの資格者であるから金銭の保管を委ねることに問題はない。よって原則と例外を見直し、受任者の金銭受領報告義務など所要の修文を施すこととしたい。

(10) 事件終結前に中間報酬金を決定できる場合 (第49条の2)

現行規定では、事件終結決定前に受任者に対し報酬予定額を仮に支払うことができることとされているが(民事法律扶助業務運営細則第25条の2)、これではあくまで仮払いに止まるため、会計上もいわゆる仮勘定として計上せざるを得ず、受任者側でも報酬の計上時期があいまいとなるため、双方にとり望ましい会計処理とは言えない。よって端的に、受任者が事件に関し相手方等から金銭を受領した場合には、当該受領金銭に対応する受任者の報酬金について、事件の終結前であっても、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づいて、決定することができる旨を規定することとしたい。

(11) 追加支出の際の被援助者の意見聴取義務（第50条第3項）

現行規定では、事件進行中に当初の立替費用に不足が生じた場合、受任者等の申立てに基づき地方事務所長が追加費用の支出の可否を決定するとされているが（第50条）、その場合に被援助者の意見を聴取することは義務づけられていなかった。受任者等の一方的な申立てのみで追加支出の可否を決するのは、これが被援助者の負担に帰せられることに鑑みると相当でなく、また実際にも被援助者の意見を聴いた上で決定している例が多いことから、追加支出決定に当たり被援助者の意見聴取を義務づける規定を置くこととしたい。

なお、被援助者の意見聴取については、被援助者と連絡が取りづらいなど意見聴取が困難で、適切な事件処理のため早期に追加支出決定すべきなどの緊急性があり、かつ追加支出決定がなされることをこれまでの経過などから被援助者において容易に予想できるなどの特別の事情があれば、これを省略することもできる。

(12) 死亡した被援助者の承継者が定められた場合と個別契約の帰趨（第53条第2項）

現行規定では、被援助者が死亡した場合、個別契約は当然に終了し、たとえ相続人間の協議で承継者が定められたとしても、当該承継者から改めて援助申込みをしてもらい、援助開始決定をしなければならないとも解される上、前契約に基づく立替金残金償還義務を当該承継者に承継させることができるかどうか、不明瞭であった。

よって、被援助者が死亡した場合に、例外なく個別契約を終了させるのではなく、被援助者の相続人の協議等により当該個別契約上の地位を承継する者が確定した場合であって、当該承継者が終結決定前にセンターに対し引き続き援助を希望する旨の申し出をし、かつ、当該承継者が資力基準を満たしているときは、個別契約は終了せず、当該承継者が個別契約の当事者となって契約が存続する旨の規定を設けることとしたい。

(13) 辞任・解任等による個別契約終了の場合の事後処理の整備

(あ) 被援助者死亡の場合の通知等（第55条第1項、第4項及び第5項）

被援助者が死亡した場合、地方事務所長は、相続人に対し個別契約終了通知を行うが、相続人の「住所が不明の場合」は通知の必要はない旨を明確にしたい。すなわち、受任者等又は関係者からの情報により、被援助者の相続人が一部でも判明し、かつその者の住所が明らかである場合には、その者に通知をする必要があるが、それ以上に積極的な調査等を行わないと相続人の存在やその住所が判明しない場合は、相続人の「住所が不明の場合」に該たると解されるので通知の必要はない。

また、受任者等は、死亡した被援助者の相続人に対し証拠資料を返還する必要があるが、地方事務所長からの個別契約終了通知の場合と同様、相続人の存在やその住所が判明しない場合は、返還の必要はないことを明確にしたい。なお、相続人が複数存在する場合には返還すべき相手方の確定が困難となり、結果として返還が遅れる等の問題が生じることも考えられるので、受任者等は、複数の相続人のうちの一人に対して返還すれば他の相続人に対する関係でも責を免れる旨を、個別契約の条項に盛り込んで対応する予定である。さらに、被援助者と受任者等の間には、民法の委任の規定が適用されると考えられるので、受任者等は、被援助者死亡後も相続人が委任事務を処理することができるようになるまで必要な処分をする義務を負

う（民法654条。なお、受任者等がこの義務を遂行するために必要な実費も、立替基準に従い支出の対象となるものと解される。）と考えられる。

(い) 新たな受任者等を選任する場合の着手金等の支払（第55条第2項第2号）

援助を終結せず、新たに受任者等を選任する手続については、第38条第3項及び第39条第2項に規定されているが、その後任の受任者等に対して支払う着手金等について、新たに決定できるかどうかに関する規定がなかったため、これを明確にしたい。

(う) 受任者等に対し着手金等の全部又は一部を返還するよう求めた場合（第55条第3項）

受任者等に対し既に支払い済みの着手金・実費の全部又は一部の返還を求める場合があるが、そのような決定がなされた場合に、被援助者の立替金債務はその額だけ減じるのかが規定上明確でなかった。そこで、このような決定がなされた場合には、返還を求める金額については被援助者は償還義務を免れる旨を明確にしたい。

(え) その他の修文

個別契約が終了した場合には、新たな個別契約を締結した場合を除き、立替金の償還方法につき被援助者に通知する旨の規定が置かれているが（第55条第2項）、新たな個別契約を締結しないときは、第56条第1項第3号により終結決定がなされ、その際に立替金の償還方法についても定めることになるので、この部分を削除したい。

(13) 関連事件継続中の終結決定の取扱い（第56条）

現行規定では、関連事件継続中であっても、当初の事件が終結したときは、終結報告書の提出を受け（第46条第4項）、当初の事件について終結決定をしなければならない（第56条第1項第1号）かのようにも読める規定ぶりとなっている。

しかし、関連事件が継続している場合には、同事件の終結を待ち、当初の事件と合わせて報酬金を決定すべき場合（第58条第2項）と、関連事件と当初の事件とで個別に報酬金を決定すべき場合とがあるので、前者の場合には、終結決定自体を関連事件の終結時に行うことが相当である。そのため所要の修文を施すこととしたい。

(14) 援助終結後の償還方法の変更（第59条）

現行規定では、事件進行中の償還方法の変更（例えば月額償還額を減額する等）については、被援助者の申請に基づき地方事務所長が決定する旨の規定があり（第33条）、援助終結後の償還猶予についても、同様の規定があるが（第62条）、援助終結後の償還方法の変更については、明文の根拠規定が置かれていなかったため、これを置くこととしたい（第59条第4項）。

(15) 不服申立てと再審査の申立てに関する手続の整備（第69条ないし第70条の7、第70条ないし第70条の8）

(あ) 執行停止効がないことの確認（第69条第3項及び第70条第3項）

不服申立て又は再審査の申立て（以下「不服申立て等」という。）がなされた場合、その対象となった地方事務所長の決定の効力が停止されるのかどうかにつき、明確な規定がなく、例えば援助開始決定について不服申立てがなされた場合に、こ

れに対する決定がなされる前に立替費用を支払うことができるか否か、受任者等は案件の処理に着手するの可否等の点で、混乱が見られる場合があった。

よって、不服申立て等がなされても、原則として原決定の執行を停止する効力を有しないことを確認するとともに、例外的に、地方事務所長又は理事長（以下「地方事務所長等」という。）の決定をもって、原決定の効力等を停止する旨を決定することができる旨を規定することとしたい（参考：行政不服審査法第34条）。なお、執行停止決定がなされた場合は、他の利害関係者にも影響を与えるため、これを通知することとしたい。

(い) 他の利害関係者への通知

現行規定では、一方の利害関係者から不服申立て等がなされても、その事実さえ他方の利害関係者には通知することは義務づけられていない。また、不服申立て等が採用されて原決定が変更された場合に、他方の利害関係者に当然その旨を通知すべきであるが、その旨の規定が設けられていない。

よって、①一方の利害関係者から不服申立て等がなされた場合（不服申立て等が所長又は理事長により不適法却下された場合を除く）には他方の利害関係者にその旨を（第69条の3第4項、第70条の3第4項）、②不服申立て等に対する決定がなされた場合には利害関係者双方にその内容を（第69条の7第1項、第70条の7第1項）、③不服申立て等に伴う執行停止決定があった場合には利害関係者双方にその旨を（第69条第4項、第70条第4項）、それぞれ通知する旨の規定を設けることとしたい。

(う) 不服申立てにより原決定が変更された場合の他方の利害関係者の不服申立て権

現行規定では、一方の利害関係者が不服申立てを行った結果、原決定が変更された場合、他方の利害関係者がその変更された決定について不服申立てを行うことができるのかどうか明確でなかった。

しかし、このような場合に、他方の利害関係者が地方事務所長に対し不服申立てを行うことができるとすると、不服申立審査会による審理が二度にわたり行われることとなり、手続が無用に遅延することは避けられない。そして、不服申立をしなかった利害関係者としても、不服申立が不服申立審査会に回付された事実は既に通知を受けている上（第69条の3第4項）、原決定が変更される場合には、不服申立審査会において同人の意見を必ず聴取する機会をもつこととすれば、同人に対しても、一応の手続保障は尽くされたと考えられる。

よって、不服申立により原決定が変更された場合であっても、不服申立をしなかった利害関係者に二回目の不服申立を行うことを認めず、利害関係者双方ともに再審査の申立ができるのみとすることとしたい（第69条第1項で、不服申立ての対象となる決定から、不服申立ての結果なされる決定を除く。）。

(え) 再審査の申立てにおいて、原決定の破棄差し戻しが行われた場合のその後の手続

再審査の申立において、原決定の破棄差し戻しが行われた場合、地方事務所長は、事案を再考して相当な決定を行うことは当然であるが（民事法律扶助業務運営細則第32条2項）、その際の手続きについての規定が明確ではなかった。

そこで、差し戻し審における審理も、当初の不服申立ての審理と同様、3人の地

方扶助審査委員により不服申立審査会を構成して審理し、その決定に基づいて所長が決定する旨を明文で規定することとしたい（第70条の8第1項）。

また、差し戻し決定がなされた場合に、その理由中の判断が地方事務所長及び不服申立審査会を拘束する点につき、現在は細則で規定されているが（民事法律扶助業務運営細則第32条第2項）、民事訴訟法では法律で規定されていることに倣い（同法325条第3項）、業務方法書で規定することとしたい。

- (お) 再審査の申立てにより原決定が変更された場合の他方の利害関係者への手続保障  
再審査の申立てにおいて、原決定の破棄自判が行われた場合は（民事法律扶助業務運営細則第32条1項）、他方の利害関係者もこれに対し異議を申し立てる方法はない。しかし、この場合であっても、同人に意見を述べる機会を与えなければならないとしておけば（第70条の6第1項）、その手続保障に欠けるところはないと考えられるため、そのような意見を述べる機会を与えることとしたい。

- (か) 不適法却下に関する規定（第69条の2、第70条の2）

不服申立て等の不適法却下に関する規定は、現在細則に置かれているが（民事法律扶助業務運営細則第31条第1項、第32条第1項）、行政不服審査法などの例に倣えば（同法47条第1項）、業務方法書に規定した方が望ましいと考えられる。また、不適法が明らかな場合は地方事務所長等限りで却下すべきであるが、そうでない場合は、その裁量により、不服申立審査会又は再審査委員会（以下「不服申立審査会等」という。）に回付してその判断に基づいて却下するか否かを決定することもできることとし、より適切な手続を選択できるようにしたい。

- (き) 審理の方法（第69条の4、第70条の4）

審理が非公開であること、不服申立審査会等が必要と認めるときは、利害関係者の出席を求めることができることを定めたい。

また、不服申立審査会等の議事の主宰者の権限として、その審理に必要な情報等を得るため、地方事務所長に対し（再審査の場合は理事長又は地方事務所長に対し）、調査又は報告を求めることができることとしたい。不服申立審査会等の議事の主宰者の権限としたのは、不服申立審査会等の会日の前の準備として、必要な調査等を機動的に実施できるようにするためである。

- (く) 証拠書類等の提出（第69条の5、第70条の5）

利害関係者は、不服申立審査会等に、証拠書類等を提出することができることを明記しつつ（参考：行政不服審査法第26条）、関連性を有するもののみとすることにより、関連性のない大量の証拠書類が提出されて事務上の負担となる事態を避けることとしたい。また、民事訴訟における証拠説明書のような、証拠の標目と疎明しようとする事項その他証拠を特定しその概要を説明する書面を提出するよう求めることもできることとしたい。そのように求める権限は、審理の準備を機動的に行うため、不服申立審査会等の議事の主宰者に与えることとしたい。

また、不服申立てに対する決定がなされた後は、証拠書類等は提出者に返還されるが（参考：行政不服審査法第44条）、再審査の申立てがなされた場合は理事長に送付され、再審査委員会に提出される（第70条の3第5項）。また、再審査申立てに対する決定で、地方事務所に差し戻すこととなった場合には、証拠書類等は

理事長より地方事務所長に送付される（第70条の5第4項）。

(16) 立替基準関連

(あ) 1000万円以上の金銭を入手した場合の報酬金

現行規定では、金銭事件で事件の相手方等から金銭を入手できた場合、その額が1000万円以下の部分につき10%、1000万円を超え3000万円までは6%とされている。しかし、不法行為による損害賠償請求事件の判決では、当該不法行為と相当因果関係ある弁護士費用として、損害額の10%以上の金額が認定されることが多く、立替基準における報酬金がこれをあまり下回るのは相当でない。よって、旧弁護士報酬規定の報酬金に関する規定に倣い、3000万円以下の部分につき10%、3000万円を超える部分につき6%と改訂したい。なお、1000万円以下の部分については、被援助者が資力に乏しい方であることに鑑みてこれを改訂せず、相手方から不動産を取得した場合についても報酬金が立て替え払いとなり財政面での影響が大きいことから改訂はしないこととしたい。

(い) 家事事件の報酬金の規定の整理

家事事件の報酬金については、①金銭給付のない場合と、②金銭給付のある場合に区分して規定されており、③金銭給付があるが当面取り立てのできない場合は①に準じ、④金銭以外の財産的給付のある場合は②に準ずるとして運用している。しかし、(あ)の改正により、金銭事件と不動産・動産事件とで報酬金の基準が異なってくることに伴って、家事事件においても金銭給付のある場合には金銭事件に準ずべきこと、金銭以外の財産的給付のある場合は不動産・動産事件に準ずべきこと等、規定の整理を行いたい。

(う) 行政事件についての規定

行政事件についても代理援助の対象であることは明白であるが、これに関する立替基準が明文化されていなかったため、これを明文化したい。なお、立替支出額は、行政事件の処理に要する労力等を金銭事件と比較した場合、一般に中程度以上と考えられることから、実費35,000円、着手金157,500円～231,000円とし、報酬金については、後述する相手方の財産的請求を排除した場合に倣って規定することとしたい。

(え) 民事調停事件を経て本訴を提起する場合の着手金額

現行規定では、民事調停事件を経て本訴を提起する場合の着手金額合計が、いきなり本訴のみを提起する場合の着手金額よりも低くなる場合があったため、そのようなことが生じないように規定を改訂したい。具体的には、民事調停事件を経た本訴の着手金については、通常金銭事件等として算出した着手金から、調停事件で支出した着手金の2分の1を減じることとしたい。

(お) 家事調停事件で特に処理が困難な場合の着手金額

家事調停事件でも、DV案件のように特に処理が困難な場合があるが、現行規定ではこのような場合であっても特に着手金を増額できる旨の規定がなかった。そこで、保護命令事件について事件の性質上特に処理が困難なものについては通常の1.5倍である189,000円まで増額できる旨の規定に倣い、家事調停事件についても、事件の性質上特に処理が困難なものについては189,000円まで着手金を増額できる旨

の規定を置くこととしたい。

(か) 労働審判事件の印紙代支出

労働審判事件の印紙代は、民事調停事件と同額であるにも拘わらず、これを追加支出する旨の明文の規定がなかったため、これを追加して規定することとしたい。

(き) 債務整理事件の表記変更

債務整理事件とは、任意整理事件、自己破産事件、民事再生手続などを総称する概念であるから、立替基準にいう「債務整理事件」は、「任意整理事件」にその表記を変更することとしたい。

(く) 金銭事件で相手方の請求を排除した場合の報酬金

相手方の金銭請求を排除した場合の報酬金については、請求排除額を基準として1000万円以下の部分はその10%、1000万円を超え3000万円以下の部分はその6%などとして算定する運用がなされており、100万円を上回る報酬金が立て替えられるケースも散見される。しかし、代理援助の被援助者は、そもそも資力に乏しい方々であり、仮に敗訴したとしても1000万円にものぼる債務を支払うことは非現実的であるから、請求排除額をもって被援助者が得た利益と見ることは相当ではない。

相手方より金銭請求を受けている事件を私選で受任する場合には、相手方に対し金銭請求を行う事件に比べると、着手金を比較的多額に設定し、報酬金を比較的少額に設定する例が見られる。この考え方に倣い、相手方の財産的請求を排除した場合の報酬金は、着手金の7割の額を基本とし、出廷回数1回あたり10,500円を加算する旨（ただし、出廷回数による加算額は請求排除額の10%を超えない）を規定することとしたい。すなわち、実質的には着手金を7割増額し、報酬金は出廷回数による比較的少額の支払いのみとするものである。もちろん、一般の金銭事件と同様、事案の難易を考慮し、このような基準により算定された報酬金を増減することもできる。

なお、相手方からの金銭以外の財産的請求を受けた事案については、資力に乏しい方でそのような請求を受けるケースは、自宅の不動産にかかる請求以外にはほとんど例がないこと、自宅の不動産にかかる請求を排除した場合であれば、被援助者は具体的な財産的利益を得ているので、通常の不動産・動産事件と区別すべきでない。

(け) 多重債務事件で、その処理が特に困難な場合

立替基準は、一定の種類の事件につき、通常予定される範囲の事件処理が行われることを前提として、着手金等の額を定めているが、多重債務事件について、債権者数が特に多かったり（実例として、債権者数91社の自己破産事件があった）、裁判所から特段の処理を求められたり（破産管財人を選任せず、申立代理人にその任務を事実上代行するよう裁判所から求められる場合がある）するなど、極めて例外的ではあるが、立替基準が予定していた範囲を超えた事件処理が必要となる場合がある。よって、金銭事件などで「事件の性質上特に処理が困難なもの」につき、通常の着手金を約1.5倍まで増額できる旨の規定に倣い、多重債務事件（任意整理事件、自己破産事件、及び個人再生手続）についても同様の規定を置くこととした

い。

(こ) 関連事件間で、弁護活動の共通性が高い等の場合

例えば離婚調停事件について援助開始決定がなされ、これに関連して婚姻費用分担申立事件、子の引渡し請求事件なども援助開始決定される場合がある。このような場合には、最初の事件と関連事件との間で、争点、資料、弁護活動の共通性が高く、受任者の負担が特に軽いと認められる場合も少なくない。よって、このような場合には、最初の事件については通常の基準で着手金を決定するとしても、関連事件については着手金を相当程度減額することが適当であり、現に、最大で 50%程度減額する運用がなされている実情にある。よって、このような減額が可能である旨を欄外に記載することとしたい。

(さ) 書類作成援助につき、立替基準にない類型の事件について、手続態様等が最も近い事件の立替基準を準用する旨の規定を置きたい。代理援助につき同様の規定が既に置かれているのでこれに倣うのが相当と考えられる。

(し) 書類作成援助につき、後見開始（いわゆる成年後見）の審判申立書作成の際に、家事審判規則によりその実施が原則化されている鑑定について、その費用を被援助者のために支出できる旨の規定を置くこととしたい。この支出は、書類作成援助の附帯援助（業務方法書第 5 条 4 号）と位置づける。